

(第九部)

第一回 参議院農林委員會會議錄第十六号

(二五五)

付託事件

- 農地調整法の改正に關する陳情(第一號)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に關する陳情(第十號)
- 農業保險法の改正に關する陳情(第十三號)
- 農業復興運動に關する陳情(第十四號)
- 水利組合費賦課に關する陳情(第二十二號)
- 食料品配給公團法案(内閣送付)
- 油糧配給公團法案(内閣送付)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第四十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第五十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第五十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第六十一號)
- 新發生産のあい路打開に關する陳情(第六十二號)
- 本業振興に關する陳情(第六十三號)
- 農業用電力料金の引下げ及び換地處分経費の全額國庫補助等に關する陳情(第六十七號)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出對策改善に關する陳情(第六十八號)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反對に關する陳情(第七十號)
- 農地委員會の經費を全額國庫負擔とすることに關する陳情(第七十三號)
- 林道飯田、赤石線開設に關する請願
- (第十七號)
- 主食需給計畫の根本的改革に關する陳情(第七十四號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第七十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第七十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第八十號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第八十四號)
- 愛知縣豊川沿岸農業水利事業經費を國庫負擔とすることに關する陳情(第八十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第九十二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十五號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十九號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第一百十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百十九號)
- 飼料配給公團法案(内閣送付)
- 農業協同組合法案(内閣送付)
- 農業協同組合法案の制定に伴う農業團體の整備等に關する法律案(内閣送付)
- 函館管林局の管轄區域變更に關する請願(第五十四號)
- 養蠶人藝試驗場設置に關する請願(第六十六號)
- 米價改訂に關する陳情(第二百二十八號)
- 民間林野制度の確立に關する陳情(第二百三十號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第二百三十一號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十三號)
- 開拓者資金融通に關する陳情(第二百三十八號)
- 米穀供出に對する報奨制度の廢止並びに肥料の配給に關する陳情(第二百四十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百五十號)
- 選配主食の價格に關する陳情(第二百五十二號)
- 岩手縣下の三農用水改良事業を國營とすることに關する請願(第八十八號)
- 福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願(第九十五號)
- 北海道でん桑蠶業の保護政策確立に關する請願(第二百二號)
- 新築の價格に關する陳情(第六百六十二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第六百六十三號)
- 食料品配給公團法に關する陳情(第七百七十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第八十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第八十八號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第八十九號)
- 市營競馬の施行に關する陳情(第二百二號)
- 北海道開拓事業に關する陳情(第二百七號)
- 岩手山ろく國營開發事業に關する陳情(第二百九號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百十三號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十號)
- 未墾地の開拓事業に關する陳情(第二百二十二號)
- 群馬縣古馬牧村外三ヶ村のかん漑用水路に關する請願(第二百二十一號)
- 赤山演習地の返還並びに開拓計畫變更に關する請願(第二百三十五號)
- 食糧配給確保に關する陳情(第二百二十六號)
- 林業振興對策に關する陳情(第二百二十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十八號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百三十一號)
- 水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に關する陳情(第二百三十二號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十五號)
- 米需給計畫の根本方針に關する陳情(第二百三十六號)
- 農業保險法制定に關する陳情(第二百四十四號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百四十五號)
- 岩手山ろく國營開發事業に關する陳情(第二百四十八號)
- 新發給調節特別會計法を改正する法律案(内閣送付)
- 未利用地耕作利用臨時措置法案(内閣送付)
- 青果物の統制撤廢に關する請願(第七百七十六號)
- 開拓對策に關する請願(第七百七十七號)
- 舊軍馬補充部十勝支部用地内山林拂下げに關する請願(第八十三號)
- 十勝種馬育成所用地開放に關する請願(第八十五號)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第二百九十二號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百六十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百六十八號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百七十一號)
- 自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第二百八十號)
- 勸業大家の食糧危機突破對策に關する陳情(第二百八十二號)
- 日本競馬會に關する陳情(第二百八十三號)

○農林指導農場開設に關する陳情（第二百九十四號）

○昭和二十二年度産米價格並びに供出に關する陳情（第二百九十五號）

○農作物の「養蚕週期栽培法」の普及實施に關する陳情（第二百九十九號）

○農林會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百號）

○農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引き繼いだ場合の措置に關する法律案（内閣提出）

○臨時農業生産調整法案（内閣提出）

○重要肥料統制法等を廢止する法律案（内閣提出）

○小阪部川貯水池改良事業を國營とするに關する請願（第二百七號）

○旭川合同用水工事促進等に關する請願（第二百九號）

○農地改革促進に關する請願（第二百十三號）

○東京都内の食糧配給に關する陳情（第二百七號）

○農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百十三號）

○種卵及びひなの價格調整並びに養鶏用飼料増産に關する陳情（第三百十八號）

○農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百十九號）

昭和二十二年九月二十二日（月曜）午後一時三十分開會

○農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引き繼いだ場合の措置に關する法律案

○委員長（梶見義男君） これより開會いたします。本日の議題は農地開發營

團の行方農地開發事業を政府において引き繼いだ場合の措置に關する法律案を議題にいたします。先ず政府當局から提案理由の御説明を伺います。

○政府委員（井上真次君） 大臣が見えまして提案理由の御説明を申し上げる等でございますが、關係當局の方へ参つておりますので、私が代つて御説明を申し上げます。

農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引き繼いだ場合の措置に關する法律案につきましては提案理由の大體を御説明申し上げたいと存じます。農地開發營團は昭和十六年當時における主要食糧生産物の供給状況に鑑みまして、食糧増産の強化を圖るため大規模な農地の造成及び改良事業を計画的に遂行したる目的を以て、農地開發法に基いて設立され、資本金三千萬圓、内政府出資千五百萬圓の國家代

行機關であります。設立以來六ヶ年間に於ける事業の實績を申し上げますと、先ず農地開發法による事業につきましては、農地造成事業が、地區數二百四十七地區、造成面積田畑合計一萬七千八百六十六町歩、農業水利改良事業が、地區數二十四地區、受益總面積十五萬八千町歩になつております。次に緊急開拓事業につきましては、昭和二十年度から本年七月までの實績について見ますと、受許地區數五百四十五、造成農地田畑面積は十三萬四千町歩で、造成した面積は、田畑合計二萬八千町歩に達するのであります。緊急開拓事業においてこの營團の占める地位は、まことに重要なものがあるものであります。緊急開拓事業は、發足以來すでに二ヶ年を経、相當の成績を収めて参つ

たのであります。今日國土資源の合理的開發の立場に立ちまして、眞に恒久的な政策として開拓事業を見るべきは、大規模な開拓事業は、その性質上やはり政府の責任において實施するの體制を徹底せしめることが妥當であると考えるのであります。他方におきまして、「營團」という特殊法人は、逐次解散されて、公團その他の形式に移行してゐる現状であります。農地開發營團も亦、關係方面の示唆もあり、こうした一般方針に則しまして、これを閉鎖機關に指定したことにいたしましたのであります。ここにおきまして、この營團の施行して参りました農地開發事業及び緊急開拓事業は、悉くこれを政府において引き繼いで行うことにいたしましたわけでありまして、御承知のように、政府の行方開拓事業に要する土地等の取得及び處分に關しましては、自作農創設特別措置法及び自作農創設特別措置特別會計法があるものであります。従いまして、今回營團から引き繼ぐ土地物件は、あたかもこの措置法によつて買収したと同一の取扱ひをするのが至當であると思つたのであります。次に農業水利改良事業につきましても、農地開發法の中に受益者負擔の制度がありまして、政府引き繼ぎ後におきまして、同様の制度を認める必要があると考へたので、營團の事業引繼ぎに伴ひまして、以上の二點について規定を設ける必要を認めたのであります。

以上が本法案を提出した理由の大要であります。何卒慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを切望する次第であります。尙詳細な點は事務當局から説明をさせます。

○政府委員（伊藤佐吉君） 提案の理由は只今政務次官から御説明申し上げた通りであります。一應私からそれを補足いたしました。御説明申し上げます。今回農地開發營團が九月二日附を以ちまして閉鎖機關に指定をいたされたのであります。提案理由の中にも述べてございまして、大體この營團というふうな方式は、これは次々に解散を命ぜられて参つたのでございまして、最近まで残つておりましたのは、農地開發營團と、それから高速度交通營團、これは現在まだ残つておると承知いたしておりますが、その二つくらいで、あとのいわゆる營團という名稱のものは、すべて解散を命ぜられたのでございまして、それで農林省といたしましては、營團は假に大方針の下に解散せざるを得ないという状況に立ち至りました。そのやつております事業は、これは誰かが引き繼いで行かなければ非常な支障を來します。で、公團方式にいたしましたやり方というところで最初關係方面と折衝いたしておりますが、公團というところでなくて、國みずから引き受けてやつて参る。これは現在の營團のやつております事業は、本來國がやつて事業を委託をいたしました。營團が國の代行をしてやつておるといふやうな形になつておりますので、それが解消すれば國が引き繼ぐというの、これは形の上から行きます。當然かと思つたのでございまして、公團方式でなくて國みずから責任を持つてやつて行く。こういうことに相成りました。營團の仕事は農林省におきまして引き繼いでやつて行くことに相成つたのでございまして、

ました次第であります。

○委員(補見議員) それではこれから質疑に入ります。

○羽生三三君 ちよつと伺いますが、國がこれを引續いだ場合の名稱とか、或いはもう少し具體的な問題、それから今議會に開拓法が出るか出ないか、それらの點も伺いたしたいと思います。

○政府委員(井上長次君) 國が農地開發機關を引續いだ場合に、どういふ名稱でこの事業をやろうとするかという御質問でございますが、この場合は開拓局の機構を擴充いたしまして、開拓局で、この事業を政府直轄事業としてやるのであります。別に特殊な名稱を用いて特殊な團體等においてやるのではない。開拓局の事業を、部局を擴充いたしまして、その中でこれを政府直轄でやるというのです。

それからその次に開拓法は出るかという御質問でございますが、いろいろ折衝いたしておりますけれども、まだ成案を得るに至っておりませんので、恐らく今議會には提出困難ではないかと思っております。

○島村重次君 開拓事業が食糧増産に極めて重要な問題であることは、今更申し上げるまでもないことであつたが、既往における実績から申しますとインフレの進行と共に、必ずしも豫定通りに事業が参つておりません。こゝういふ場合において下度開拓事業は、列車に譬えれば、急行列車が走つておるようなものではないかと思ひます。然るにこれが閉鎖機關になりました。その結果従業員は勿論のこと、事業上に及ぼす影響は非常に重大な問題があると思ひます。現に私の縣の開墾營團でやつておる仕事について

考えて見ましても、相當動搖の色がありますし、何とか引續いで貰へんのだらうが、手につかん、尙決算をして行かなければならぬので、その方へ氣を取られて仕事の方が留守になつておるといふような嫌いな點ではないかと思ひますが、これらに對して政府はどういふふうな考を以て、勿論その筋の指令を申しますもの、これらに對する事前の措置というふうにとられるか。或いは又今後は本當に地方々々に應じて、その事業の進行状況に應じて、措置すべきであつたと思ひるのであります。私の考を率直に申し上げますと大凡閉鎖機關に指定される前におきましては、政府において御準備があつたことだと思ひるのであります。その御準備の點から考へますと軍略的に、いわゆる極めて緊急を要する問題、土地については集中して事業をやる。そしてお話し上げましたように、少し事業が休止されるというやうな土地に對して……而もそれが緊急を要するといふやうな土地に對しては、他の方から人を増してでもやるというのが當然じゃないかと思ひます。ありますが、これらに對しては私は極めて不十分ではないかというのを私の縣の實績から見ても考へざるを得ないのであります。そういう點に對して政府の所見を一應伺つておきたいのであります。尙豫算の措置という問題については目下關係方面とも折衝中だといふことではあります。只今の提案の説明によつて見ますと、例えば資材の引取り、それから權利義務關係が、營團でやつた場合と比較しましては相當膨大な經費を要することだと思ひます。そういう問題は、閉鎖機關

であり、それを引續ぐと同時に、從前開墾營團でやつた場合に比較して經費が果してどういふふうな膨脹率を示すものか。勿論これはインフレの問題に關係なくして、現在の營團でやつておる總經費、それに對して引續いだ場合にはどういふふうになるのかといふやうな問題について一應承つて見たいと思ひるのであります。

尙開拓局の擴充の問題が御話に出たやうであります。時事通信の傳えるところによりますと、すでに機構の問題については内容が出ておるやうであります。これは先般の勞働省の設置の場合に參議院で議論になりました。結局修正になりました。局の設置ではあります。その内容については問題だと思ひますが、これらに對しては國會に對しての措置をどういふふうにお考えになつておられますか。機構改革の場合における法律上の措置についてどう考へておられるか。この點も併せて承つて見たいと思ひます。

更に工事の進行に對しては、第一段に申上げたのであります。丁度私の縣の實例をここに御紹介を申し上げ、且その具體的事實についてのお尋ねも併せて申して見たいと思ひるのであります。

例へば兒島郡の開墾事業は、すでに大部分の仕事が了しまして、もう留置の工事やれば、本年の秋からは麥の作付が一部分できる。他の開墾事業と違ひまして、干拓でありまして、勿論用水路の問題はありまして、麥の作付ができるというところになり、而も數千町歩の開墾地ができるので、これは他の開墾事業よりは増産上非常に有効であります。肥料を要しない。然るに

本年度の豫算が約二千萬圓であつたのであります。すでに九月までの出來高が三十萬圓を要しておる。ところが政府では豫算がないといふために、本年の當初において配付いたしますが、承認をした豫算が、大體二千萬圓になつておるやうであります。そこでこの範圍外には出ることはできないといふので、仕事は三千萬圓の仕事をやつておるが、事實は二千萬圓しか支拂つていない。後は部分的には請負工事であり、或いは部分的には直營工事であり、或いは部分的には直營工事である。關係が非常にスムースには參つておらん、これが現状だと思ひます。勿論今後の措置についてはお考になつておることだとは思ひますけれども、私が急行列車の例を採りましたのは、それなのであります。役所の仕事とよく法規の上に立脚して、現象といふものの間にびつたり來ない。殊にこれらの干拓事業のごときは、別途の措置を講じてすでにもう麥の作付でもできるというやうなものに對しては、他の措置を止めてでも豫算を配付する。豫算を越して行くといふことが、我々は當然じゃないかと思ひます。そういう點に對しては、地元の方でも何回本省と打合せでも、勿論何とかしなければならぬといふお考になつておるやうであるが、それが役所の事業の一つの弊害として、なか／＼進行しない。これが現在の姿ではないかと思ひます。これが現にこゝういふ問題に對しましては、いろいろ國營或いは國營の問題が出ております。が、ややもする必要な措置を食糧増産の如き重要なものであつて、戰爭をやつておる場合に應急的の措置を講じなければ、戰爭が敗けると

いふやうな情勢になつたものと、私は同一に解すべきものであると思ひます。勿論會計法があり、それ／＼の手續がありましようとも、これらに對しては、直ちに手を打たなければならぬと思ひますが、具體的な問題で、而も局部的な問題であります。この問題は全國に通じた大きな問題と思ひるのであります。兒島干拓地における現實の措置を單に追加豫算を計上した上でやるのだといふやうな通り一遍の御答辭でなくして、もつと突き進んで具體的にどういふお考をお持ちになつておりますか、一應一つ承つて見たいと思ひます。

○政府委員(井上長次君) 詳細な點は開拓局長から御答辭をいたしますが、第一に開墾營團の解散をされるということが豫測されておるのに、これに對して政府はどういふ一體處置をとつて來たかというお話でございますが、この營團が閉鎖機關として指定をされるという豫測がございましたので、政府の方におきましては直ちにこれに代るべき公團によつてこの事業を繼承してやらせようという計畫を一應立てて見たのであります。

ところが公團による事業繼承というものが、開墾營團の事業とあまり差支ないやうな印象が響き來ましたものか、この公團による繼承事業の形態はいけない。政府直轄でやれとこゝういふことになりましたから急に模倣をいたしました。政府で一切の事業を引續ぐといふことになりました。この引續ぎに關連してとなく従業員が職務整理、或いは又は新しい事業形態への引續ぎ、又移行等に關連して當面の開墾事業といふやうなものが非常に混亂を

して来ることにはせんか。殊に緊急開墾についてはその點がどうか、このういふお尋であります。これらの點に對しましては、當然この開墾營團自身の清算をやらなければならん關係がありますから、これらに必要な有能な方はその方に残るべきであらうが、大體全體は全部政府事業に引續く、このういふことになっておりますし、又その間に對して緊急開墾事業を停頓させ、或いは混亂をさせるというふうなこのないよう十分開墾營團とよく協議懇談をいたしましてそれ、現場に對しまして不安動搖のないような處置を講じたつもりであります。

その次にこの營團がいよいよ開墾機關になつて、この事業を政府が引續くという事になると、營團の龐大な資材、或いは資産等を政府が引續く、或いはそれを行つ場合にこれらの豫算關係、收支關係といふものはどうなるかというお尋でございしますが、これらにつきましては大體現在營團がやつておりますところの事業形態をその儘引續くものでありますから、従つて政府が引續いたこととして特別に、龐大な豫算が編成され、又實施されるといふことにはならぬのであります。で、別に開墾營團の豫算と、政府が引續いた場合とは變更がないと、このういふことを御了承願ひたいと思ひます。

それからこの開墾營團を開鎖して、その一切の事業を政府が繼承するといふことになる場合の機構改革に伴う處置は一體法律でやるべきぢやないか。或いは又は他に何か考へておるかというういふお尋のように伺つたのであります。この場合は一應機構の改革で

ございしますから、政令によつてこれは御承認を得たい、こういう積りでございします。

最後に兒島島の干拓事業に關連する事業の経過について詳細な又實地に即した御意見がございましたが、御意見の點は十分私共も當然の御意見と考へまして、緊急にこれに對する對策をいろいろ考へておりましたが、何分にも今申します通り營團自身が開鎖機關になりまして、その關係で一方に使つておる金をこゝに一度に注ぎ込む、又政府の金を以て俄かにこれに注ぎ込むというふうなことも、實際上不可能な現狀になりまして、この事業が未完成な現狀にありまして、最初は事業完成の豫算にちやんと組まれておりましたけれども、非常な工事費の値上りと言ひますか。或いは原料材料の暴騰に伴ひまして、豫定通りの經費を以て工事の完成を見るのができなかつたことは誠に残念なことでありまして、併しこれをこのまま放つて置くことは、お説の通りの結果になりますから、至急に政府はこれに對する善後措置として今回皆さんに御審議を願ひます追加豫算の中に、この工事に關連する一部を含むのであります。これが通過いたしますれば、直ちに政府はそれの完成に全力を挙げたいと思ひます。尙又、今後政府が直轄することに全體の開墾事業がなりますので、特に緊急を要し、且又、即時農作物が直ちに收穫できるというふうな地域に重點を置きまして、そういう點はお説のように十分安排いたしまして、そういう片らんにならぬように、中途半端にならぬような注意をいたしてやるつもりであります。その他の點につきましては、

局長から一つお答いたさせます。

○政府委員(伊藤佐喜) 只今政務次官からお述べになりました點で要點は盡きておると思ひますが、少し補足して申し上げます。この開墾營團の解散に伴つて、政府としてはどういふ處置をとるか。支障のないように事業が行くかどうかという點でございしますが、この問題につきましては、開墾營團が開鎖になりましては九月二日でありまして、今後できるだけ政府が早い機會に引續ぎます。それ迄の間は開鎖機關でありまして、その農地開墾營團の指定事業として従來通り仕事がやれますように指定してございします。それで政府が引續ぎます迄の間は營團で従來通りやつて貰ひまして、それから政府が直ちに引續いでそれを續けて参る。こういう仕組みになつております。兎角こゝういつた營團でありますとか或いは會社が解散を命ぜられる。或いは開鎖を命ぜられるという際には、非常に事務が凝滞したり何かすることがあるのでございしますが、その點につきましては、そういうふうな様子が大體分りましたときに、營團或いは府縣等關係方面に全部これは通知を出しまして、國が引續いで参るのであります。それが引續いて参るのではありませんが、それにつきましては従前通りの人間を使つて行くのであるから、不安動搖のないようにというふうな通譯、或いは會合等をたびたび開きまして、その趣旨は十分に徹底いたして参つた積りでございします。尙いふ手續上の清算關係或は引續に伴ひまして、いろいろ書類の作成等で、可なりそういつたような方面に手を取られる。或は時間を取られるという關係は、これは止むを得ませんのでありますけれども、同

時に本體の方の仕事は支障なく行くようにということ、營團、府縣當局等と相談いたしまして、現在極力やつておられます。それから經費の點につきましては、これは人件費、事業費とも營團のやつておりましたよりも國が引續いで、そのために増すというふうなことはございしません。ただ事業費が當ります。これは資材或は勞賃等の騰貴によりまして、この事業費の増大、これは止むを得ませんが、それを除きますれば、別に國が引續いたために特に費用が増すというところはございしません。それから兒島島の點につきましては、これは我々の方でいたしまして、もう一息のところでございますので、何とかして早く完成をさせて食糧増産の實を挙げたいというふうな考へておりました。只今政務次官から述べられましたやうな、最近的機會におきまして何とか事業を續行して行けるやうな豫算的の措置を講じた。かゝうに考へております。

○島村軍次君 大體の説明は了承いたしましたのであります。既に兒島開墾におきましては一千萬圓の仕事が未拂になつておるといふ關係になるのであります。工事の出来高を検査しても、検査によつてすでにこういう情勢になつておるのであります。至急に措置をするといふことに對しては御尤もだと思ひますけれども、諄いようでありまして、こういう點に對する措置が十分であります。そのためにその國に對する非難、すべての行政に影響すること、非常に多いのであります。私の申上げるのは、インフレ増進によつて總體が足りないといふことは分りますが、併し緊急の措置を以て未拂分は

勿論のこと、今後の事業を繼續でありませぬ。もうすでに走つておる列車でありますから、もう毎日の支拂に差支えるといふことになるのであります。こういう問題に對しては一片の何とか至急に措置するといふことでなくして、何等かの方法をやるように、至急に講じていただくことを重ねて御希望申上げたいと思ひます。

それから第二條の水利に伴う事業に對する費用分擔の問題は、従前の農地開墾法にありました程度のものであります。費用負擔の割合については、どういふふうな考へをお持ちになつておりますか。それから内部の機構につきましても、開墾營團は従來の仕事の内容から見ますと、中樞機關だけが働いておつた。頭だけで手足がないので、ちつとも仕事が捗らぬという非難が、今日までの營團の實績であつたと思ひます。府縣の農地部でやられるやうになりますか。或いは又只今申上げたやうに、その儘引續いただけでは私は十分なんだ。地元關係なり、むしろ現地の方面に對して擴充の必要があるのではなからうかと思ふ。それらの機構の點について、併せて御説明を願ひたい。

○政府委員(伊藤佐喜) 最初にお尋のございました費用の負擔の割合でございますが、これは従前と同じでございます。只今お手許に「農地開墾營團の行方農地開墾事業を政府において引續いた場合における措置に關する法律の政令事項」という一枚刷を差し上げてあります。これの最初の第二條第一項關係、これに「百分の四十に相當する額を超えてはならない」とござい

ますか。この場合は一應機轉の改革で
ります。その他の點につきましては、
得まへんのでありますけれども、同
すが、併し緊急の措置を以て未拂分は
する額を超えてはならない」とござい

ますか。従前と同じ割合で参るのであ
ります。それから營團には、従来中樞
機關が非常に強力であつたが、手足が
十分でなかつたではないかというお話
につきましては、さういつたような確
いは確かにあつたように私共考へてお
ります。それで今度農地開發營團の事
業を政府が引継ぎました場合に、現場
機構をできるだけ擴充したいと考
えております。それは現在營團が各府
縣に營團支部というものを持つてお
ります。それから全國六ヶ所のブロック
的な區域に、地方の事務所を持つてお
ります。それで従来この二つの機構の
中に相當多數の人間が居つたわけで
ございますが、今度政府が引継ぎまし
た場合におきましては、これらの中から
できるだけ現場の方へ人を廻しまし
て、さうして現場の事務所を擴充して、
實際の事業をやつて行く上に、支障の
ないようにしたいと、かように考
えております。

○岡村文四郎君 營團の事業はもと
もと非常に困難な事業であつて、營團
そのものも非常に苦勞をされておつた
わけでありまして、それで二十年頃か
ら、所によりまして休止の止むなきに
なつたような場所もあつたようであ
ります。今度方法が變つて行かれて、
閉鎖機關になつたのを幸いに、これは
もう營團の後始末はうまくできると
いうことになりませんか。さういふ
感じがするといふことは、收支のバラ
ンスがどうなつておるか我々は知ら
んから、そこで如何程黒になつたと赤
になつたと、全部政府でお引受になつ
て政府が始末をされることになるの
だらうと思つておりますが、そこで
現在のバランスはどうなつておるか。

これで三千三百人という人を擁してや
つております關係で、なか／＼簡単に
は行かんと思ひますが、今後開拓
事業は非常に困難であつて、例えば北
海道のような場所では今度までありま
する多數の開墾などの開拓者はもう殆
ど瀕死の状態、事業の繼續は不可能
ではないかと私は考へております。こ
れは今までのような助成の方法ではで
きないことであつて、政府がなんぼ要
つてもやるつもりならば、これは別で
ありますが、さういふわけにも豫算の
關係で行かんと思ひます。一應政府で
これを引受けて、さうして營團であつ
ても株式會社とは違ひますが、やはり
事業者は收支のバランスを脱んでや
なければならぬとせんし、政府の助成が
決まつておりますればやたらに經費を
かけて参られないことが個々の種にな
つておるわけでありまして、今後の事業
に對しまして、相當金額を決めないで
おやりになる意思があるかどうか。

それから次は費用の負擔は従前通り
百分の四十といふお話であります。例
えば開拓地にして、それを農地法に
よります價格で賣り渡す時分に、一體
どうなるか。さうすると負擔をする部
面はどういう割合になつて来るか、四
十で足りるのかといふことをお尋した
と思ひます。

した後で、改めてこれは的確な折衝を
いたすといふことにいたしてございま
す。

それから資産の評価方法や何か、現
在いろ／＼な見方がございまして、帳
簿價格によりましてとか、或いは公定價
格によると、さういふふうなことで非
常に違つて参ります。この邊のところ
は大蔵省等とも折衝をいたしまして、
決して政府は不當の金を出さずには
ございせんが、營團に對して不當な
損失はかけないといふ、さういつた建
前で大蔵省とも話をしておるわけで
ございます。

それから今後豫算の點は段々費用が
かかつて来るが、さういふふうにする
つもりかといふお話でございますが、
今後工事費用は段々嵩んで来ることは考
へますが、やはり一定の基準を設けま
して、その基準に當て嵌まるものをや
つて参るといふことに相成つてござい
ます。

それから先刻島村委員がさうとお
尋になりましたが、この機構の改革は
新聞紙の傳えるところによりまして
ば、開拓局が外局となつて昇格す
る。これは成る程政令で従来のやり方
ならばできると思ひますが、労働省
設置の場合における決算委員として私
席を置いておりましたので、あの場合
の経緯に鑑みまして、機構を變えられ
るといふことでなしに、大きくされる
といふような意味合に新聞が傳えてお
りますから、政令でもできるのだと
いふことは、従来のお考ではないかと
思ひます。私は政務次官の一應の御答
辭に拘わらず、これはやはり法律で決
めるという線にお沿ひになつた方がい
い。かように考へますが、御所見を
重ねて承りたいと思ひます。

○政府委員(井上良次君) 第一の、現
在までやつて来た開發營團の事業中
に、中途半端のもので放任をして置い
てある事業がある。これをどういふ處
置をする積りだといふお尋のように伺
つたのであります。中途半端で開
發營團が事業を進めずに、そのまま中

止したといふようなことは、あまり私
の方には具體的に分つておりません
が、ただその一部を縣營でやらしまし
たり、或いは又農業會でやらしまし
たり、或いは又引揚者團體等に小さいものは
やらして参ります關係上、これらのも
のが先に申しましたいろ／＼な經費の
暴騰の關係から、遂に事業を中止しな
ければならぬといふような状態に至つ
た地區ができていないかと想像される
のであります。これらの點につきまし
ては、十分よく調査をいたしまして、
折角計畫した仕事でありますから、
金融の新しい見通しなり、又その關係
團體ともよく打合せをいたしまして、
さういふことのないように指導して行
きたいと思つておる次第であります。

尙開發營團がいろ／＼計畫を進める
場合に、營團の金の支拂いが非常に應
い。このために工事の運営上、非常な
支障を來し、又關係者にもいろ／＼迷
惑を掛ける。これを政府が引継いだ場
合には、果してさういふことのないよ
うに、十分やれる見込があるか。こ
ういふような御質問のように伺つたので
あります。開發營團が今御指摘の上
りな事態に陥りました所以は、當初豫
算をこの開發計畫について組んであり
まして、その豫算を輕率に一營團の獨
斷で以て變更して思ひ切り、工事を勝
手に進めることのでき得ないいろ／＼
な事情があり、又その營團から更正を
の他の要請が政府にありまして、政
府もこれを關係當局の許可を得なけれ
ばならぬ。又關係各省の了解を得なけ
ればならぬ。さうして豫算として出す
ものは、豫算案として出さなければな
らん。さういふような手續を踏まなけ
ればならぬ關係で、止むを得ない結果

起りしことありまして、諸物價が暴騰しなければこんな事態には立回らなかつたのでありますが、そういう結果になつたことは、誠に遺憾に存じておる次第でありますので、將來の事業計畫に對しましては、そういうことを十分織り込みまして、再び關係者や事業振興に支障のないように、迷惑の掛からんようにやつて参りたい積りであります。尙この機構、計畫に關する御意見、御尤もな點がござります。政府といたしまして、できることならば、國會の審議を経る法律案によつて、措置をしたいと考えましたが、なに分にも最前島村さんからも御質問がございました通り、緊急開拓事業その他急を要することをやつておりました關係上、又關係方面からも至急に引續けと、こういう急激な要請もござりますので、皆さんの御了解を得まして、これを政令において措置をしたいと、いわゆる時間的に急ぐという關係がございまして、この點どうぞ御了承頂きたいと思ひます。

○岡村文四郎君 もう一つ、これは次官にお伺いしたいと思ひますが、農林省でおやりになる、お考になることは、今のところないと思ひますが、實は私は最近非常に心算の變化と言ひますが、全國的のように見られる水害のために、非常に氣持が變つて参つてゐるのであります。そこで緊急開拓事業を行なつてこの重要なことのためにやつて貰つておつたのでありますが、戦争が始まつて、治水工事が殆ど中止の止むなきに至つてからの水害に對する變化した土地は復舊をいたしてありませんから、なんぼとは申上げられませんが、私の考えでは、開拓したより以

上の荒廢地ができておると思つております。そこでこれでは駄目なんで、片一方に開いて行つたり或いはいろんな事業を興して土地を助けて行つても、一方で荒廢に歸したのでは、國家から見てもこれは相成らん。そこで開拓營團の後始末は、これはしなければならんし、やりかけた仕事は當然やらなければならぬのでありましょうが、まだ内務省にあると思ひますが、農林省としてもお考えになり、國として殆どこういう事業を變えて、どうして治水治山に振り向けなければならんことが、現下の日本の状態ではあるまいか。私北海道、東北その他の水害地を見て参りまして、實に見た人見ぬ人以上に驚かざるを得ないような状態になつております。あれを見ると、どうも今までのような在り方をそのまましておつたのでは、とても立つて行かない。治水もなか／＼二年や三年では片がつかんで、大體十年計畫、或いは十五年計畫で尙治水の完壁は期せられないような大工事ばかりであります。開拓は先ず二にお考えになつて、治水を一に考えてやるべき一體現在ではあるまいか。というところを考えておるわけでありまして、次官はどういうお考えを持っておられまするか、一應承りたいと思ひます。

○政府委員(井上良次君) 非常に重要な御意見でございますが、開拓地を大きな國費を投じて、多數の人を動員してやつたにしても、折角治山治水の國土計畫が完成してないために荒廢地がそのために水害の結果を起す。これでは結局差引あまり利益にならないといふ、その基本的な御質問のようには伺いますが、全くその通りでありまして、勿

論その開拓事業を自己體については、治山治水の諸條件をよく考慮して、これを開拓しても、治山治水の上に影響ないという大體の見通しがつきません。と、開拓地として許可はしないのであるが、今日東北一圓、關東一圓にわたる未曾有の大水害というものは、過去數年に亘りますところの、戦争時代の溢代の結果でありまして、大體今林野局で調査をいたしておりますいろいろな資料に基づきますといふと、一年間山を伐ります石敷といふものは、大體二億石伐れば丁度いいと、だからその分だけ大體植林をして行くといふ計畫を立てて行きますならば、毎年二億石伐れるという形になつております。ところが戦争當時は多い年では、四億から四億五千石も伐つております。而もその植林が少しもされてない。造林がされてないといふようなことから、伐りつ放しの状態になつてゐる。更に現在の事情から申上げまして、大體今申します通り、一年間二億石伐れるだけ木は大きくなつて参りますが、樹齡が二億石という大體限界點を示しておりますが、従つて二億石だけ伐つて行けば問題ない、ところが現在のこの木材、薪炭の需要状況はどうなつておりますかと言ひますと、二億石の伐採適量に對して、二億七千万石を伐つております。即ち用材が約一億、それから薪炭材が一億七千万というものが大體の最近の状況であります。従つて七千だけ赤字が、山の木の伐る適量から申しますと、七千だけまだ赤字であります。併し今日の燃料その他の關係から、止むを得ず政府は非常手段を以て薪炭材を伐つておりますが、これは電力、ガス等の燃料の供給が確保され

て参りますと、そんなに伐らなくてもよくなつて参りますが、又逆に申しますと、電力を豊富に供給するためには、山を確保しなければならんといふ、こういう關係がありまして、そういう關係で、政府といたしましては、今御意見の通りに、どうしてもこの山を守らなければ、毎年かくの如き大きな被害がござりますので、國自身がもう成り立たんといふことさえ言へる程、莫大な費用を費しますと、そこでこの造林計畫をどうすると、植林計畫をどうするかという問題について、根本的に考へます。そういう點においても考へております。大體現在植林をしなければならん山は二百七十二萬町歩でございます。この二百七十二萬町歩に對して、苗木が不足を起している關係で、一度にこれを計畫的に植えるといふわけには参りませんので、先ず種苗圃を確保して、年間約三億萬本の苗木を育てます。大體一町歩に三千本ぐらい移植をしなければなりません。そして一町歩の移植費用といふものは、今日大體一萬圓という見當であります。ところが苗木が不足するし、勢力が不足するし、努力が不足するし、加配米が不足するといふようなことから、なか／＼計畫通り参りませんので、差當り本年度においては、今申しました二百七十二萬町歩の土地に對して、約四十七萬町歩を植える計畫を立てております。毎年大體四五十萬町歩づつ植えて行くといふ積りで計畫をしております。そのためには、根本的には種苗圃を作つて、苗木を育てる。そして民有、官有を問わず、非常な造林をやらなければならん。こういう積りであります。

【委員長退席、理事木下源吾委員長長に著く】

○理事(木下源吾君) どうですか、もう御質疑はありませんか。

○島村次君 今日はいさうこの程度で打切られたと思ひます。

○理事(木下源吾君) 今委員長が来るまで何かありませんか。では僕からお伺ひします。これは閉鎖期間ほどのくらしいの確定か。それから今後どのくらい閉鎖の豫定か。そういうことに對してはまだ何か、見通しがあるかないか。

○政府委員(伊藤佐吉) 閉鎖期間の見込の問題であります。これは普通は閉鎖期間は三月間というふうになつております。それからあとは、まあ純然たる清算に入るといふのが普通でござります。この九月二日に閉鎖されましたのでござりますが、我々十月一日を目途としてやつております。

(理事木下源吾君退席、委員長著席)

○政府委員(伊藤佐吉) 多少延びましたが、三ヶ月には無論ならぬ間に引續ぎます。それから今後の開墾計畫でござりますが、現在の一應の開墾の計畫をいたしましては、北海道内地を合せまして百五十五萬町歩の計畫であります。極く最近の事情等からいたしまして、大體勢力の面、或いは資材の面、或いはその他治山治水の面、こういうふうなものもございまして、これは相當に最近の事情に基づきましての再検討を要すると思ひます。

○木下源吾君 この今の營團が今までやつたことを調査するといふことを言われておりますが、この調査するのにはどういふ機關がやつておりますか。

は、どういふ機關がやつておりますか。

電力、ガス等の燃料の供給が確保され、いふ積りであります。

ただ農林省から調査をやつておるのであります。それが決まつておるかどううか。調査機關があつたならばお話を承りたいと思ひます。

○政府委員(伊藤佐吉) 營園の、今賣産、それから事業を調査いたしてありますが、これは府縣とそれから農地事務局、この兩者が主になつて調査をいたしてあります。

○木下源吉君 この調査に對して民間のものを入れて調査をするというような考はありませんか。

○政府委員(伊藤佐吉) これは非常に時期的に急ぐ關係がございますのと、それから可なり専門的な調査を必要といたしますので、一方營園におきまして、賣産、それから地方の調査をいたしてあります。同時にこれにつきま土地事務局の人が當つておるわけですが、いづれもそれの専門家を以て組織してあります。

○羽生三七君 この程度でどうですか。

○委員(補見義男君) 私からちよつとお伺ひしたいのですが、この豫算的措置についての先程の御説明がございましたが、大體引續によつて政府としてはどのくらいの豫算を計上することになるのですか。その點を先ず伺ひたいのです。

○政府委員(伊藤佐吉) その點は大蔵省局と折衝中でございますが、そのいふ見方がございますと、それから九月十五日現在で詳細にでき方はいは、賣産といふものの調査を待ちまするので、その調査の結果を待ちまして具體的に詳細な資料がでる上るわけ

になつております。現在のところは、大蔵省と先ず今までに分つております資料でやつておるが、いろいろな見方があるとして、例へば標準價額で買ふというふうな見方とそれを現在の公道價格で買ふというふうなことになります。相當に開きがございすることになると思ひます。要は營園にも非常な損失は掛けません。同時に又儲けさせるということもさせない。こういうふうな方針で大蔵省の方と詰合をしてあります。

○委員(補見義男君) その點御趣旨はよく分るのでありますが、結局これが國が引續くというふうになると、豫算的措置を講じられなければ引續けない。而もその豫算はまだ提案されておらないし、假に提案されても、會期の最後までは、或いは延長という問題が起るかどうか知りませんが、そうなつて来ると、豫算は成立しない、而も一方施行の期日は政令で決まるといふことになり、特に先程の御説明でも、十月一日を目途としてこれを引續ぐということになつておつて、豫算としては二十日頃でなければ成立せんといいことになると、どうも法律ができて、事實問題として引續は事實上不可能じゃないかというところが一つ、もう一つは引續の時期がはつきりしないと、國としては、例へば職員を引續い

だ場合に俸給算を組むというふうなことがあります場合に、その經費をどれだけの組むかということも見當がつかないのじゃないか、こういう點で實はお伺ひしたのであります。その點を一つお伺ひしたいのと、序でありますからもう少しお伺ひ申上げておきたいのであります。今申しましたことは、

先程の島村委員から御質問になつたことについての補足的の質問であります。

○次に岡村委員からの御質問に對する補足的の質問であります。國が引續く場合に、只今の御説明のよう九月十五日現在のところでは正確な調査をしておられる。これも御趣旨はよく分りますが、その前に大體どの程度のバランスといふ本當の大體把握をランスぐらにはこの委員會として知らなければならぬのじゃないかというふうな思ひますので、極く大體把なところをいひたい。御趣旨を御察し。

○その次に北村さんからの御質問に關連しての補足的の質問であります。資金關係について、これは國がやる場合に、從來の營園よりは良くなるということは、從來の役所仕事で行きますと、なか／＼むずかしいのであります。が、その場合に資金としては、或いは工事をやる場合に前渡資金の途が開かれたように伺つておるのであります。が、そういうような資金融通の面において、事務を圓滑にして行く場合の措置が講じられておつたかどうか。それが一つと、それから緊急開拓事業について、國の事業を開拓營園に委託しておつたのであります。それが營園がなくなる。併し國の事業だけだなくて、やはりよく又手つ取り早く行くという場合に、民間の機關に對して委託するやうな場合も起つて来ると思ひますが、委託事業といふことを

どう考へておられるかという點が一つ、最後に政令の問題で島村さんと北村さんの御質問に對する補足的の質問であります。政務次官のおつしやつた御趣旨もよく分りますが、併し急いでおられませうけれども、最初に申上げたように、豫算目標が一ヶ月先きでないとならないといふこととあります。而も施行の時期が政令に決つておるということと、どうも御答辯の御趣旨では、各委員もはつきり了得せられたいやうには思はないのであります。これは私實は新聞では見ておられますが、開拓局が機構擴充になるといふのが新聞でどう報道されておるか知りませんけれども、外局になるのか、内局の體でおるかといふことで、非常に違つて来ると思ふのであります。このういふことは内局であれば、これは飽くまで從來の通り行政内部で大臣の補佐機關として、ただその仕事は人員が殖えるといふだけでありまして、若し外局といふことになつて来れば、これはやはり法律でやつた方が筋ではないか。これは勞働省設置の経緯から見て、その方がよくはないかと思ひます。機構擴充、人員増加といふことが考へられておられるのか、それは内局の體で考へておられるのか、或いは外局として考へておられるのか、以上の點補足的に伺つたわけでありまして、御答辯願ひたいと思ひます。

○政府委員(井上長次君) 誠に大切な御質問であります。……

○島村重次君 質問の要旨はお話にならずに、すぐ御答辯を頂きたいと思ひます。

○政府委員(井上長次君) 第一に豫算關係とこの法律案との關係の問題で

ございまして、第一、豫算につきましては、今回の追加豫算に引續に要する經費については計上してないのであります。これは實際上時間的に間に合はん關係がありましたので、豫備金支出をいたして頂きまして、この年度だけはやりたいて、こういう積りで計畫をいたしております。それから開拓營園の事業を引續いた場合に、開拓局は農林省の内局として、局を自身を擴充してやる積りか、外局としてやる積りか、こういうお話であります。これは當然内局というわけには参りませんので、これだけ大きな事業をやろうとする場合は、外局にいたしまして、當然この事業を中心にして特別會計制度を新しく設けてやることになつて来るのではないかと。こういう積りであるので、その他は局長からお答ひいたします。

○政府委員(伊藤佐吉) 豫算の點で、今政務次官から述べられました點を補足して申上げます。今回の追加豫算は、この營園の閉鎖の問題が起ります前に、事務的に締切をして、關係方面に特別會計と一般會計豫算ともに説明に入つておりました。それで時期的に間に合はなかつたのであります。而も一方開拓事業をできるだけ早い機會に、至急國に引續くといふことを要請されておるもので、止むを得ず豫備金支出によつて事業を引續いで参りたいと、かような方向で今進んでおるのであります。従ひまして先程委員からの御質問の、これが遅れるから、後が結局遅れるのじゃないかという點は、これが今のような措置を講ぜられずれば後のものも一通で参る。かように考へております。大體營園のバラ

ノスを知りて買いたいというお話、誠に御尤もでございますので、大要の點は別紙にいたしまして差上げることとしたらどうかと思ひます。それから資金の前渡その他の措置をとつて事業が圓滑に行くようにできるかどうかという問題は、資金前渡は現在第一四半期から事業資金の各四半期毎の六〇%、六割を前渡しすることに大蔵省と話をしまして實行いたしてあります。當初の中は事務的の色々移り變りの事情がございまして、文字通りの資金前渡には行かなかつたのでござい

ますが、第四半期からは、大體その期が始まりまして間もなく行くようなことになったしております。ただこういう土木事業をやつて行きますには、どうしても或程度の準備金とでも申しませんか。金を握つておられませんと、事實上はやはり一ヶ月やそこらはどうしても手繰上運れませんが、従つてその間は事務者に事務費を拂つたり資材を買つたりする必要があるもので、その點につきましては國が今後引受けてやつて参ります際に、そういうような資材方面や何かの手當ができるような金を豫め手持ちして参るといふふうなことで、現在關係方面と、大蔵省方面と相談をいたしております。民間への委託の問題であります。これは國が直管をやつて参りますにつきましては、これはあくまで直管の建前を以てやりますが、その中でも一部の工事を下請させるというふうなことは、これは今後

もやつて参る積りでございします。○委員長(補見義男君) その金額はどの程度決定されておるのであるかと、二十日においてであるう

と、引續いた後の營團の三千何百人の職員の人件費は、既定経費でやり繰りして、その足らん分を更に本年度の追加豫算で出しになるのか、或いは豫備金の中に新たに又その人件費というものを御計上になるのか、その點が聴きたいのです。○政府委員(伊藤佐君) 現在の我々の方の見込では、約三億見當であります。

○委員長(補見義男君) それは三億といふことは、人件費と施設費ですか。○政府委員(伊藤佐君) それは主に資材の買上代金、それから工事のすてに終りました造成地、或いはまだ未完成の農地の買上代金、それからいろいろなる事務所その他の建物、敷地等の買上代金、こういうふうなものが主なのであります。

○委員長(補見義男君) そうすると、人件費は營團から引續くのですか、どうなるのですか。○政府委員(伊藤佐君) 人件費は、これは十月大體一日からの分を豫想しておりますが、場合によりまして、多少手繰のに運れることもありまして、その場合には現在の閉鎖機關の營團の方で出し得るような措置を講じて、とにかく人の月給は出せる、こういうふうな建前をやつております。具體的に申しますと、國が引續くのは十月假に十五日になりますれば、十五日以降の月給を、人件費を出す。それまでの分は閉鎖機關の營團で出して貰う。そういう行き方をしております。

○委員長(補見義男君) いや私の伺ひますのは、今仰しやつた場合に豫備金支出の中に人件費を見ておらんということならば、假に十月十五日においてであるうと、二十日においてであるう

と、引續いた後の營團の三千何百人の職員の人件費は、既定経費でやり繰りして、その足らん分を更に本年度の追加豫算で出しになるのか、或いは豫備金の中に新たに又その人件費というものを御計上になるのか、その點が聴きたいのです。

○政府委員(伊藤佐君) 分りました。只今の點は營團の人件費は、これは國からの委託事業費の中の代行手数料というのがあります。それで賄つておりますので、現在の事業費の中にこれは入つて参ると思ひます。新しく別途の豫備金支出その他の手續が要らないわけであります。

○島村軍次君 それでちよつと疑問ができたのですが、私もそれを聴きたかつたのでありますが、そうなりまして、結局三億圓といふものが増額、國に移管と同時に資材の購入のために増額して来る。勿論収入もある程度まで来るのでしようが、本年度は、差當りは營團でやつておれば國庫の金は要らないが、國へ移管した途端に國庫の金が餘計に要するということが豫想されるのじやないかと思ひます。さつきの御答辭と違ひますが、その點はどうなんですか。

○政府委員(伊藤佐君) 私が先程申しましたのは、つまり國が從來國營でやる結果、非常に人件費も膨大になるし、或いはやり方ができば行かんために事業費も増すのじやないか。こういうふうには私は受取りましたので……。○島村軍次君 現實の問題においてどうなるかといふことを聴きたいのです。

○政府委員(伊藤佐君) 問題といたしましては、營團が今手持ちを出しております資材、それから建物等は、これは買いますので、その分の國庫の支出は殖えるは殖えると思ひますが、併し同時にこれらの資材や、建物は別といたしまして、資材は次々に使つて参るものでございまして、結局初めに金を出してもそれは後でなし崩しに使つて行く。こういう關係で純然たる増額には必ずしもならんと思ひます。

○島村軍次君 それは頗るおかしい答辭であつて、私の質問が悪かつたのかも知れませんが、事業そのものとして、増額は營團のやつた場合よりは若干掛けん積りだと仰しやつても、事實において本年度に金を要するし、それから尙且ある資材といふものは、勿論機械類は次々に使つて行けるでしようが、消耗品のものもありましようし、況んや人件費、それに伴ういろいろなる事務的の費用、或いは營農の一部分に属するようなものも加わつて来るんじやないでしようか。そういうふうなバランスが大體營團でやつた場合にどう、國庫でやつた場合はどう、これを本年度について考えればどうというふうなことで、若し數字的に後からでも書面で、九月の十五日現在の基礎的な調べと合せて、大體の數字を概算でもいいと思ひますが、お示しを願へれば、この審議に非常に参考になるのじやないかと思ひます。

まする場合には、これは事業費の中に含めて現在代行料といふものでやつております。その人間を引續きまして、代行料で賄つておりますもので、國がそのままやつて行きますので、これは増減はございせん。それから資材等のこととありますが、これは機械類の外にセメントとか鐵材とかいうような消耗品があります。これは國で事業をやります場合にはおきまして、營團でやります場合にはおきまして、いづれも逐次使つて行くものでありまして、この分は今幾らかの金を出して營團から買ひまして、直ぐに事業の方へ使うのでありますから、いわば國でやりましても金を出さなくちやならんものであります。建物につきましては、純然たる本年度限りの増にはなると思ひます。

○岡村文四郎君 この開拓法案を詳しくよく頭に納得する程見ておりませんが、わかりませんが、これはどうなるんですか、國が引受けて處置をしなかつたらどうなるんですか。

○政府委員(井上良次君) 最新御説明を申し上げました通り、これは閉鎖機關として指定されたもので、當然その事業は、これに代わるものを作るか、さなければ國がこれを引受けてやるか、こういうことになつておるのであります。最初申しました通り、できれば民間の事業として公園式でやりたいと思ひましたけれども、その方はいかん、こういうことになつて、政府の責任においてやれという關係方面の御指示がありましたので、止むなく政府がこの事業を引受けなければならんことになつたのでありますから御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(伊藤佐君) 只今の點、上つと私の御説明も足りなかつたかと思ひますけれども、少し行き違ひの點があるのじやないかと思ひますが、第一點は、人件費でございますが、これは營團の場合と國の場合と變りまして、營團の場合と國の場合と變りまして、營團がやり

ましては、營團が今手持ちを出しております資材、それから建物等は、これは買いますので、その分の國庫の支出は殖えるは殖えると思ひますが、併し同時にこれらの資材や、建物は別といたしまして、資材は次々に使つて参るものでございまして、結局初めに金を出してもそれは後でなし崩しに使つて行く。こういう關係で純然たる増額には必ずしもならんと思ひます。

○島村軍次君 それは頗るおかしい答辭であつて、私の質問が悪かつたのかも知れませんが、事業そのものとして、増額は營團のやつた場合よりは若干掛けん積りだと仰しやつても、事實において本年度に金を要するし、それから尙且ある資材といふものは、勿論機械類は次々に使つて行けるでしようが、消耗品のものもありましようし、況んや人件費、それに伴ういろいろなる事務的の費用、或いは營農の一部分に属するようなものも加わつて来るんじやないでしようか。そういうふうなバランスが大體營團でやつた場合にどう、國庫でやつた場合はどう、これを本年度について考えればどうというふうなことで、若し數字的に後からでも書面で、九月の十五日現在の基礎的な調べと合せて、大體の數字を概算でもいいと思ひますが、お示しを願へれば、この審議に非常に参考になるのじやないかと思ひます。

○政府委員(伊藤佐君) 只今の點、上つと私の御説明も足りなかつたかと思ひますけれども、少し行き違ひの點があるのじやないかと思ひますが、第一點は、人件費でございますが、これは營團の場合と國の場合と變りまして、營團の場合と國の場合と變りまして、營團がやり

ましては、營團が今手持ちを出しております資材、それから建物等は、これは買いますので、その分の國庫の支出は殖えるは殖えると思ひますが、併し同時にこれらの資材や、建物は別といたしまして、資材は次々に使つて参るものでございまして、結局初めに金を出してもそれは後でなし崩しに使つて行く。こういう關係で純然たる増額には必ずしもならんと思ひます。

○島村軍次君 それは頗るおかしい答辭であつて、私の質問が悪かつたのかも知れませんが、事業そのものとして、増額は營團のやつた場合よりは若干掛けん積りだと仰しやつても、事實において本年度に金を要するし、それから尙且ある資材といふものは、勿論機械類は次々に使つて行けるでしようが、消耗品のものもありましようし、況んや人件費、それに伴ういろいろなる事務的の費用、或いは營農の一部分に属するようなものも加わつて来るんじやないでしようか。そういうふうなバランスが大體營團でやつた場合にどう、國庫でやつた場合はどう、これを本年度について考えればどうというふうなことで、若し數字的に後からでも書面で、九月の十五日現在の基礎的な調べと合せて、大體の數字を概算でもいいと思ひますが、お示しを願へれば、この審議に非常に参考になるのじやないかと思ひます。

○政府委員(伊藤佐君) 只今の點、上つと私の御説明も足りなかつたかと思ひますけれども、少し行き違ひの點があるのじやないかと思ひますが、第一點は、人件費でございますが、これは營團の場合と國の場合と變りまして、營團の場合と國の場合と變りまして、營團がやり

ましては、營團が今手持ちを出しております資材、それから建物等は、これは買いますので、その分の國庫の支出は殖えるは殖えると思ひますが、併し同時にこれらの資材や、建物は別といたしまして、資材は次々に使つて参るものでございまして、結局初めに金を出してもそれは後でなし崩しに使つて行く。こういう關係で純然たる増額には必ずしもならんと思ひます。

○島村軍次君 それは頗るおかしい答辭であつて、私の質問が悪かつたのかも知れませんが、事業そのものとして、増額は營團のやつた場合よりは若干掛けん積りだと仰しやつても、事實において本年度に金を要するし、それから尙且ある資材といふものは、勿論機械類は次々に使つて行けるでしようが、消耗品のものもありましようし、況んや人件費、それに伴ういろいろなる事務的の費用、或いは營農の一部分に属するようなものも加わつて来るんじやないでしようか。そういうふうなバランスが大體營團でやつた場合にどう、國庫でやつた場合はどう、これを本年度について考えればどうというふうなことで、若し數字的に後からでも書面で、九月の十五日現在の基礎的な調べと合せて、大體の數字を概算でもいいと思ひますが、お示しを願へれば、この審議に非常に参考になるのじやないかと思ひます。

○政府委員(伊藤佐君) 只今の點、上つと私の御説明も足りなかつたかと思ひますけれども、少し行き違ひの點があるのじやないかと思ひますが、第一點は、人件費でございますが、これは營團の場合と國の場合と變りまして、營團の場合と國の場合と變りまして、營團がやり

○岡村文四郎君 跡始末ができませんと、現在の事業のやりかけ以外にはやらないで、開墾園のやつておつた仕事に我が國に必要なことに向けて行くことが我々の責任だと思ひます。そこで若しやるならば水害地に向けてばかり開墾をする必要がありまふ。そこでできれば向うの機械を借りてやつて貰ふことも必要だと思ひます。これは新たに開くということにせし、若し計畫されるならば、水害地ばかりに持つて行つてやるということにして貰わなければならぬ。若し氣長に放つておいてやつたのでは、水害地は復舊が通れると思ひます。そこでそれを止めるか、やつて貰うか、どちらかにして貰ひたいと思ひます。これだけはつきり申上げて置きます。

○政府委員(井上良次君) この事業の將來の計畫につきましては、どうしても國營事業として今後やるのでありますから、これらの事業の今後の新しき計畫につきましては、必要な豫算その他が國會に提案されて、皆さんの御審議を仰ぐことになりまふ。従つて皆さんの御審議によつて御決定をお願いしたいと思います。政府といたしましては今御指摘の當面の水害地の復舊事業に對しては、何を指しても復舊をいたしまして、水害以前の良田に還るやうに全力を挙げなければならぬと思ひております。これは勿論のことでありまふ。

○委員長(楠見義男君) それでは本日はこの程度で散會したいと思ひます。尚散會後御懇談申上げたいことがございませうので、ちよつとお残り願ひます。これで散會いたします。

午後三時九分散會
出席者は左の通り。

委員長 楠見 義男君
理事 木下 源吾君
委員 羽生 三七君
北村 一男君
平沼 彌太郎君
岩本 哲夫君
小杉 繁安君
佐々木 鹿藏君
竹中 七郎君
石川 準吉君
岡村 文四郎君
島村 軍次君
徳川 宗敬君
藤野 繁雄君
松村 眞一郎君
山崎 恒君
廣瀬 興兵衛君

政府委員
農林政務次官 井上 良次君
農林事務官 伊藤 佐君
(開拓局長)

九月二十日本委員會に左の事件を付託された。

- 一、小阪部川貯水池改良事業を國營とすることに關する請願(第二百七號)
- 一、旭川合同用水工事促進等に関する請願(第二百九號)
- 一、農地改革促進に関する請願(第二百十三號)
- 一、東京都内の食糧配給に關する陳情(第三百七號)
- 一、農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百十三號)
- 一、種卵及びひなの價格撹壓並びに養鶏用飼料に關する陳情(第三百十三號)

十八號)
一、農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百十九號)

(請第二百七號) 昭和二十二年八月二十七日受理
小阪部川貯水池改良事業を國營とすることに關する請願
請願者 岡山縣知事 西岡廣吉
外四十一名

紹介議員 島村軍次君外一名
かんがい用水補給の爲高梁川支流小阪部川に、一大貯水池を築造中であるが、諸物價及び勞賃の暴騰により、事業費の増額を來し、完成迄にはなお相當の年月を要するのでこれを國營事業として、施行されたいとの請願。

(請第二百九號) 昭和二十二年八月二十七日受理
旭川合同用水工事促進等に関する請願
請願者 岡山縣知事西岡廣吉外二名
紹介議員 島村軍次君外一名
岡山縣旭川合同用水工事は、農産物の増收を圖る目的で、昭和十二年計畫されたが、過去十年間に極めて少部分の水路工事と段原樋門を改築されたのみで、灌漑の目的に副はない點があるの

で、速かに合同用水改良工事のしゆん成を圖ると共に昭和十三年三月認可の工費を増すため、國庫補助金の増額、組合員負擔事業費の三分の一に付いて大蔵省預金部資金の融通方を配慮ありたいとの請願。
(請第二百十三號) 昭和二十二年八月二十七日受理
農地改革促進に關する請願

請願者 伊東市岡一〇五七 原 恭一外一名
紹介議員 藤井 新一君
ボツダム宣言の精神に則る農村の民主化に逆行して伊東市は、市當局を始めス連中の封建的勢力が益々横暴を極めて、農地改革の促進を阻み、今なお一年の農地買収すら不可能な實狀であつて、農地委員も地主層の代表者であり、市當局もこれらと結託して農地の買収除外運動を開始しており、伊東市農民の死活問題となつておるから、農地改革が促進するよう取り計らわれたいとの請願。

(陳第三百七號) 昭和二十二年八月十九日受理
東京都内の食糧配給に關する陳情
東京府文京區議會議長 染谷盛一

現下都内の食糧の運配は國民生活を窮乏におとしめ、社會犯罪を誘發し、日本再建の障礙となつてゐるから、緊急對策を講ぜられたいとの陳情。
(陳第三百十三號) 昭和二十二年八月二十日受理
農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情
兵庫縣赤松郡土庫村農業會會長 岸原徳四郎外五名(外一件)

この陳情の趣旨は、陳第四十六號と同じである。
(陳第三百十八號) 昭和二十二年八月二十一日受理
種卵及びひなの價格撹壓並びに養鶏用飼料増配に關する陳情
全國養鶏連絡協議會副會長 大見爲次

種卵及びひなの價格は、一部府縣において、それぞれの地方物價局に申請

して度々改正認可を受けておつたのであるが、その都度飼料資材等の價格が高騰して認可の價格との均衡を破り再度改正を要する狀態のため、種卵の生産供出意欲を阻害させ鶏の増殖に少なからぬ支障を與へてゐるので、現存の種卵、ひな等の價格を撹壓すると同時に全國養鶏者に飼料の増配を圖られたいとの陳情。
(陳第三百十九號) 昭和二十二年八月二十二日受理
農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情
岐阜縣吉城郡國府村農業會會長 駒屋健次郎外二十二名
この陳情の趣旨は、陳第四十六號と同じである。

昭和二十二年十一月二十七日印刷

昭和二十二年十一月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(第九部)

五七〇